

ここが違う！

保育所等訪問支援とその他の事業

☆こころんでは、【巡回相談】や【発達相談】や【保育所等訪問支援】等、様々な形態の事業を行っています。お子さんや保護者の状況に合わせて、望ましい形態でサービスが利用できます。

☆保育所等訪問支援を利用する際には、受給者証や利用契約等が必要です。

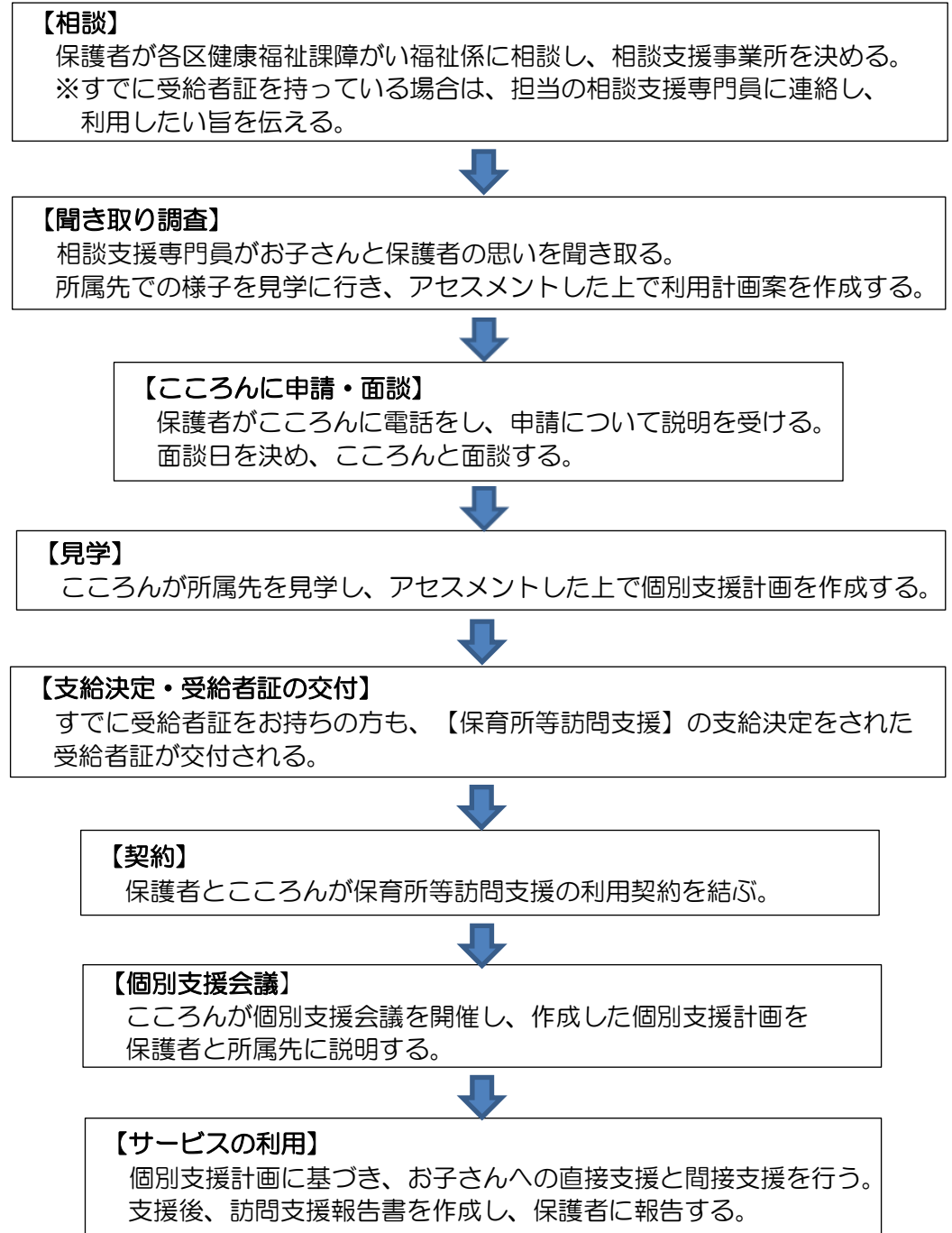
	地域支援 (巡回相談)	保育所等 訪問支援	発達相談 (園訪問)
依頼主	保育所 認定こども園等	保護者	(こころん)
支援 タイプ	間接支援	直接支援※1 間接支援	間接支援
訪問時の ケース数	1回の訪問で 4人まで	1回の訪問で 1人	特に決まっ ていない
1ケースの 訪問回数※2	必要に応じて	月2回程度	必要に応じて
受給者証	不要	必要	不要
利用契約	不要	必要	不要

※1 保育所等訪問支援は、お子さんに直接関わっての直接支援や所属先職員への間接支援、保護者への報告、定期的な訪問等、密度の濃い支援が提供できます。

※2 訪問回数はお子さんの状況に応じて変わります。



利用の流れ



【相談】

保護者が各区健康福祉課障がい福祉係に相談し、相談支援事業所を決める。
※すでに受給者証を持っている場合は、担当の相談支援専門員に連絡し、
利用したい旨を伝える。

【聞き取り調査】

相談支援専門員がお子さんや保護者の思いを聞き取る。
所属先での様子を見学に行き、アセスメントした上で利用計画案を作成する。

【こころんに申請・面談】

保護者がこころんに電話をし、申請について説明を受ける。
面談日を決め、こころんと面談する。

【見学】

こころんが所属先を見学し、アセスメントした上で個別支援計画を作成する。

【支給決定・受給者証の交付】

すでに受給者証をお持ちの方も、【保育所等訪問支援】の支給決定をされた
受給者証が交付される。

【契約】

保護者とこころんが保育所等訪問支援の利用契約を結び。

【個別支援会議】

こころんが個別支援会議を開催し、作成した個別支援計画を
保護者と所属先に説明する。

【サービスの利用】

個別支援計画に基づき、お子さんへの直接支援と間接支援を行う。
支援後、訪問支援報告書を作成し、保護者に報告する。

新潟市立児童発達支援センターころん



保育所等訪問支援



○保育所等訪問支援とは

- ・支援員が保育園等を訪問し、お子さんが集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

○対象となるお子さん

- ・新潟市内に居住し、保育園等に在籍している受給者証を所持しているお子さんが対象となります。

○訪問先

- ・保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、小学校などお子さんが集団生活をしている施設です。

○内容

- ・月2回程度（1回につき2～3時間程度）お子さんが通う施設を訪問し、お子さんに直接関わって必要な支援を行います。
- ・所属先の職員と一緒に、お子さんが集団生活に適應するための支援方法を考えます。

○事業効果

- ・集団生活の場で直接支援することで、所属先職員や周囲の子どもたちに、関わり方やその効果をモデル的に示すことができます。
- ・専門的な知識を伝えたり、カンファレンス等で個別支援計画を共有することで、職員の支援力が高まることが期待できます。
- ・保護者に対して、第三者的かつ専門的な視点で、施設の職員の取組を伝えることができるので、保護者には子どもの育ちへの安心感と施設への信頼感が高まります。

○利用料

- ・サービス利用にかかる費用のうち、1割が利用者負担となります。世帯の所得に応じ、1か月あたりの上限が定められています。
- ・幼児教育・保育の無償化対象児の場合は利用者負担はありません。



関係機関の皆様へ

「児童発達支援センターころん」は

地域での育ちをサポートします

子どもたちの安定した生活のために

どのような支援が必要か

一緒に考えていきましょう



【問い合わせ先】

新潟市立児童発達支援センターころん
保育所等訪問支援

〒950-0986

新潟市中央区神道寺南2丁目4-27

電話：025-247-6531

FAX：025-247-6541

E-mail：jido.hs@city.niigata.lg.jp